

高負荷率型電灯

(選 択 約 款)

平成26年 3 月 1 日 実施

九州電力株式会社

平成 26 年 1 月 15 日 届 出

高負荷率型電灯 目次

本則	1
1 目的	1
2 選択約款の届出および変更	1
3 適用範囲	1
4 供給電気方式，供給電圧および周波数	1
5 契約容量	2
6 季節区分および時間帯区分	2
7 料 金	2
8 使用電力量の計量	3
9 契約期間	4
10 その他	4
実施細目	5
1 適用範囲	5
2 契約容量	5
3 夜間蓄熱型機器にかかわる取扱い	6
4 使用電力量の計量	6
5 その他	7
附 則	8
別 表	13

本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成26年1月15日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の従量電灯の適用範囲に該当し、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 契 約 容 量

契約容量は，原則として，供給約款の従量電灯Cに準じて定めます。

6 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は，次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

7 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。た

だし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	10,800円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	1,080円00銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	25円15銭	22円50銭

ロ 夜間時間

1キロワット時につき	10円29銭
------------	--------

8 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され、遠隔操作での検針により確認できる場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を各時間帯ごとに合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

- (2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、供給約款25（使用電力量の計量）(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

9 契 約 期 間

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯、季時別電灯もしくはピークシフト電灯に需給契約を変更することはできません。

10 そ の 他

- (1) その他の事項については、供給約款の従量電灯Cにかかわる規定を準用するものといたします。
- (2) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、（実施細目）によるものといたします。

実 施 細 目

1 適 用 範 囲

この選択約款から供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯，季時別電灯もしくはピークシフト電灯に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては，この選択約款を適用いたしません。

2 契 約 容 量

- (1) 別表3（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は，本則5（契約容量）にかかわらず，契約容量は，原則として，次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は，イによってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて，原則として供給約款の従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

- (2) お客さまの希望により当社の電流制限器を取り付ける場合は，契約容量は，電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キ㇔㇓㇒㇑)} = \text{電流制限器の定格電流(ア㇓㇑)} \times 100 \text{キ㇔㇓㇒㇑} \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，供給約款16（従量電灯）(1)ハ(㇑)および(2)ハ(㇑)における電流制限器をいいます。

- (3) 夜間蓄熱型機器を使用される場合で，お客さまの希望により夜間蓄熱型機器以外の機器について当社の電流制限器を取り付けるときは，(1)イの値は，(2)に準じて算定いたします。

3 夜間蓄熱型機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱型機器とは、別表3（夜間蓄熱型機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表3（夜間蓄熱型機器）(1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。
 - イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ロ 実施細目4（使用電力量の計量）(1)の場合で、当社が夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合
- (3) 夜間蓄熱型機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、別表3（夜間蓄熱型機器）に定める夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

4 使用電力量の計量

- (1) 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間または毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) (1)の場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。
- (3) 「特別の事情がある場合」とは，供給約款の従量電灯および選択約款の深夜電力または供給約款の従量電灯および選択約款の第2深夜電力の適用を受けているお客さまがこの選択約款に契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合をいいます。
- (4) (1)の場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに本則8（使用電力量の計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。
- (5) 供給約款26（料金の算定）(1)イまたはロに準じて日割計算をする場合で，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれるときは，料金計算上区分すべき期間における料金に変更のあった日の前後の日数に契約容量を乗じた値の比率によってあん分してえた値を，それぞれの期間の使用電力量といたします。

5 そ の 他

- (1) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (2) 供給約款（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したのものとして，従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は，平成26年3月1日から実施いたします。

2 5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

- (1) 平成26年4月1日の際現に変更前の選択約款の高負荷率型電灯（平成25年4月2日届出。以下「旧選択約款」といいます。）附則2（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）の適用を受けている夜間蓄熱型機器ついて，当社は，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合の夜間蓄熱型機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお，当社は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) この選択約款適用の際現に選択約款の時間帯別電灯附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置），季時別電灯附則2（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置），または第2深夜電力附則2（5時間供給についての特別措置）の適用を受けている5時間通電機器は，(1)に準ずるものといたします。
- (3) (1)または(2)の場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに本則8（使用電力量の計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

3 この選択約款の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

- (1) 平成26年3月31日までは、旧選択約款を適用いたします。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、この選択約款の別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に準じて適用いたします。
- (2) 平成26年4月1日以降は、この選択約款を適用いたします。

4 延滞利息の適用開始までの取扱い

本則7（料金）については、料金の算定期間の最終日が平成26年9月30日以降となる料金に適用するものとし、料金の算定期間の最終日が平成26年9月29日以前となる料金については、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、供給約款26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

(1) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとい

たします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。
ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	10,800円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	1,080円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	25円15銭	22円50銭

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	10円29銭
------------	--------

(2) 遅 収 料 金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

5 消費税法の改正にともなう経過措置

消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、平成26年3月31日以前から需給契約が継続し平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年4月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年5月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令附則〔平成25年3月13日政令第56号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

- (1) 附則4（延滞利息の適用開始までの取扱い）の料金率については、附則4（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

区分および単位	料 金 率
	円
基本料金	
1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	10,500.00
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	1,050.00
電力量料金	
昼間時間	
夏季料金	
1キロワット時につき	24.45
その他季料金	
1キロワット時につき	21.87
夜間時間	
1キロワット時につき	10.01

(2) 別表2(燃料費調整)(2)の基準単価については、別表2(燃料費調整)(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

単 位	基準単価
1キロワット時につき	円 0.171

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措

置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものとしたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$= 0.1490$$

$$= 0.2575$$

$$= 0.7179$$

なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (33,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を上回り，かつ，50,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 33,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が50,300円を上回る場合
平均燃料価格は，50,300円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (50,300\text{円} - 33,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17銭6厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当た

りの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3 夜間蓄熱型機器

夜間蓄熱型機器とは，次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。